

市第 194 号議案 横浜市附属機関設置条例等の一部改正

1 提案理由

『地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律』(平成 26 年法律第 83 号)の制定により介護保険法の一部が改正され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されます。このため、横浜市附属機関設置条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号)等、関連する 12 の条例について、一部を改正します。

2 改正の概要

介護保険法第 8 条第 17 項として、新たに地域密着型通所介護に係る条項が加わるため、同法第 8 条第 17 項以降の各項を引用している各条例において、既存の各項に生じる項のずれの修正を行うものです。

3 改正が必要な条例(全 12 条例)

- (1) 横浜市附属機関設置条例
- (2) 横浜市地域ケアプラザ条例
- (3) 横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- (4) 横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (5) 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (6) 横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (7) 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例
- (8) 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例
- (9) 横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例
- (10) 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例
- (11) 横浜市総合保健医療センター条例
- (12) 横浜市病院事業の設置等に関する条例

4 条例の施行予定日

平成 28 年 4 月 1 日